五　命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　略］

六　命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［略］

二　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三～六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の一部改正）

第七条　外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　同上］

五　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　同上］

六　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［同上］

二　法第二十七条の二第一項の規定により第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三～六　同上］